

矢掛町農業委員会議事録

1. 開催日時

令和4年11月29日（火）午前9時30分～午前9時45分

2. 開催場所

矢掛町役場 3階 大会議室

3. 出席委員 15名

農業委員 9名			農地利用最適化推進委員 6名		
1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	阿部 泰博	出
2番	石井 博	出	美川地区推進委員	守屋 弘旨	出
3番	妹尾 吉高	出	三谷地区推進委員	田邊 穂積	出
4番	竹内 義男	出	山田地区推進委員	門野 竹志	出
5番	三好 伸夫	出	川面地区推進委員	池田 信夫	出
6番	坪井 幹子	出	中川地区推進委員	奥村 明美	出
7番	山部 智裕	出	小田地区推進委員	妹尾 行恭	欠
8番	池田 喬	出			
9番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第38号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第39号 農用地利用集積計画書（No.175）（案）の決定に対する意見
について（農地中間管理権の設定に関するもの）

5. 議案の内容 別紙のとおり

議 長	<p>それでは、ただ今から令和4年度第9回農業委員会総会を開催します。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、会場の換気を行っています。会場出入口には消毒液を設置し、体温計による検温を行っていただいております。皆様にはマスクの着用をお願いしております。</p> <p>なお、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、円滑な議事進行にご協力をお願いします。</p>
議 長	<p>本日は、妹尾行恭委員が欠席です。過半数の出席がありましたので、矢掛町農業委員会会議規則第6条により、総会は成立します。</p> <p>本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第13条により、1番岸野委員と、2番石井委員を指名します。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の議事につきましては、議案第38号から議案第39号の2議案です。</p>
議 長	<p>議案第38号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、3件議題とします。事務局から説明します。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>以上3件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>事案番号30番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p>
7 番 委 員	<p>元々、譲受人が耕作をされていた農地です。特に問題ないと思います。</p>
議 長	<p>地元農業委員から意見がありました。事案番号30番につきまして、他に意見はありませんか。</p>
各 委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、事案番号30番につきましては、許可と決定します。</p>
議 長	<p>事案番号31番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p>
7 番 委 員	<p>元々、譲受人が耕作をされていた農地です。特に問題ないと思います。</p>

議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号31番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号31番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号32番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
8 番 委 員	現地の確認をしました。譲受人の自宅前の農地になります。譲渡人が高齢で、子息も農業ができないということで譲渡されます。譲受人は適正に管理できるものと思います。問題ありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号32番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号32番につきましては、許可と決定します。
議 長	<p>議案第39号 矢掛町農用地利用集積計画書（No. 175）（案）の決定に対する意見について、私及び奥村委員の自己に関する案件が含まれており、「農業委員会等に関する法律」第31条及び「矢掛町農業委員会会議規則」第10条の議事参与の制限に該当しますので、この議案の審議が終了するまで2名とも退席します。</p> <p>議事進行は「矢掛町農業委員会会議規則」第16条の規定により、会長職務代理者へお願いします。</p> <p>(午前9時39分 高月会長，奥村委員 退席)</p>
会長職務代理者	高月会長に代わり、議事を進行します。事務局から説明します。
事務局	<p>議案第39号については、公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団を通じて農地の貸借を行う案件であります。公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団が所有者から借り受ける農地を選定し、その内容で市町村長が決定するもので、計画に対し農業委員会の意見を提出することとなっているものです。</p> <p>(計画の内容について説明)</p>

<p>会長職務 代 理 者</p>	<p>議案第 3 9 号につきまして、意見等をお願いします。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>会長職務 代 理 者</p>	<p>異議がありませんので、議案第 3 9 号について、「異議なし」と決定します。 (午前 9 時 4 4 分 高月会長，奥村委員 復席)</p>
<p>議 長</p>	<p>次に 4. 各種報告について確認します。</p>
<p>議 長</p> <p>三谷地区 推進委員</p> <p>山田地区 推進委員</p> <p>川面地区 推進委員</p>	<p>(1) 農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。</p> <p>事案番号 1 番， 2 番について，確認しました。問題ありません。</p> <p>事案番号 3 番から 7 番について，確認しました。問題ありません。</p> <p>事案番号 8 番について，確認しました。問題ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で、今月の議案についての審議は終了しました。 これをもちまして、本日の農業委員会総会を終了します。</p>